

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 3 項
に基づく命令違反に係る過料決定について

香川県では、令和 4 年 1 月 21 日から 3 月 21 日までの間、まん延防止等重点措置として、県内に所在する飲食店に対し、午後 8 時までの営業時間の短縮等の要請を行い、要請に応じなかった飲食事業者に対し、同法第 31 条の 6 第 3 項に基づく命令（行政処分）を行いました。

この命令に従わなかった飲食事業者については、同年 4 月 25 日、同法第 80 条第 1 号に基づき 20 万円以下の過料に処するよう、管轄する裁判所に対して「過料事件通知書」を送付しました。

これに関して、下記のとおり、結果が判明しましたのでお知らせします。

記

1 裁判所への通知日

令和 4 年 4 月 25 日（月曜日）

2 裁判所への通知店舗数

命令違反が確認された 22 店舗

3 今回裁判所より決定の通知があったもの

同法第 80 条第 1 号に基づく 20 万円以下の過料に決定 2 店舗

4 その他

店舗名や過料の額など決定の詳細は、法令の規定等により非公表としています。

裁判所に通知した 22 店舗のうち、今回決定があった 2 店舗を除く、残り 20 店舗分の結果については、現時点で判明していません。